

Weekly Report

第407号
平成29年5月8日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

来年から適用される配偶者控除等の見直し

29年度税制改正により、配偶者控除・配偶者特別控除の見直しが行われ、30年分以降の所得税について適用されます。

◆現行の配偶者控除・配偶者特別控除は

配偶者控除は現行、納税者と生計を一にしており、年間の合計所得金額が38万円以下（給与収入のみの場合は103万円以下）である等の要件を満たす配偶者がいる場合に、納税者は38万円（配偶者が70歳以上の場合は48万円）の所得控除が受けられます。

また、配偶者の合計所得金額が38万円を超える場合でも76万円未満（給与収入141万円未満）であれば配偶者特別控除を適用でき、配偶者の所得金額に応じた控除額（38万円～3万円）が受けられます。ただし、納税者の所得金額が1千万円超（給与収入1220万円超）の場合、配偶者特別控除の適用はできません。

◆配偶者の給与収入201万円まで控除対象に

改正により、配偶者特別控除の対象となる配偶者の所得金額は38万円超123万円以下（給与収入201万円以下）となり、（給与収入

150万円以下）は控除額38万円の対象とまりません。

ただし、納税者本人に所得制限が設けられ、所得金額が900万円（給与収入1120万円）を超える場合は控除額が逡減し、1千万円（給与収入1220万円）を超えた場合、配偶者控除等は適用できません。

例えば、配偶者の所得金額が85万円以下の場合に、納税者の所得金額が900万円以下であれば控除額は38万円となりますが、900万円超950万円以下は26万円、950万円超1千万円以下は13万円が控除額となります。

教育資金贈与非課税措置の領収書提出方法が拡大

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置は、祖父母等（受贈者の直系尊属）が孫等（30歳未満）に教育資金を一括贈与する場合、1500万円（塾などの学校等以外に支払う費用は500万円）まで贈与税を非課税とする制度で、利用するには取扱金融機関で専用口座を開設し、教育資金として支出したことを証明する領収書等を金融機関に提出する必要があります。

29年度改正により、金融機関への領収書等の提出は、書面に代えてデータ（PDFファイル等）で送信する方法も可能になり、今年の6月以後に提出する領収書等から適用されます（ただし、金融機関のよって対応していない場合もあります）。

ふるさと納税の返礼品は寄附の3割いかに？

ふるさと納税は、返礼品が充実し利用者が増加していますが、総務省は制度の趣旨に反する返礼品をしないよう各地方団体に要請を行っています。

趣旨に反する返礼品には、金銭類似性や資産性が高いもの、高額なもののほか、寄付額に対する返礼品の調達価格の割合（返礼割合）が高いものを挙げており、「少なくとも3割を超える返礼割合のものは3割以下にすること」を求めています。

なお、27年度におこなわれたふるさと納税における返礼割合は、全国平均で4割弱となっています。